

石巻市震災遺構大川小学校条例

(設置)

第 1 条 東日本大震災による犠牲者の慰霊・追悼の場とするとともに、震災をめぐる事象と教訓を後世に伝え継ぐため、石巻市震災遺構大川小学校（以下「震災遺構」という。）を石巻市釜谷字葦島 9 4 番地に設置する。

(施設)

第 2 条 震災遺構は、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 遺構

- ア 校舎
- イ プール
- ウ 屋内運動場
- エ 野外ステージ

(2) 広場

- ア 追悼の広場
- イ 想起の広場

(3) 展示室

(4) 多目的スペース

(震災遺構への入場)

第 3 条 震災遺構は、第 1 条に掲げる目的のために入場することができる。

2 震災遺構に入場できる時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、入場できる時間を変更することができる。

3 震災遺構の入場料は、無料とする。

(遺構)

第 4 条 震災遺構に入場した者であっても、第 2 条第 1 号の遺構内に立ち入ることはできない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(展示室及び多目的スペース)

第 5 条 展示室及び多目的スペースの休室日は、次のとおりとする。

(1) 水曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日（その日が休日のときは、その翌日）

(2) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休室日に開室し、又は開室日に休室することができる。

(行為の禁止)

第 6 条 震災遺構において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反すること。
- (2) 施設、設備又は資料等を損傷し、汚損し、又は滅失すること。
- (3) 許可なくポスターその他の印刷物を掲示し、又は配布すること。

- (4) 許可なく寄附金の募集をし、又は物品の販売をすること。
 - (5) 喫煙又は飲酒をすること。
 - (6) 火気を使用すること。
 - (7) 静粛を害し、他人に迷惑をかけること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障を及ぼす行為をすること。
- 2 市長は、前項の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれのある者に対し、震災遺構への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(多目的スペースの専用利用)

第7条 多目的スペースは、第1条に掲げる目的を達成するために、全部又は一部を専用して利用することができる。

(利用の許可)

第8条 多目的スペースの全部又は一部を専用して利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の許可を受けようとする者が第6条第1項各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その利用を許可しないものとする。

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可した事項を変更し、又は利用の許可を取り消し、若しくは利用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
 - (2) 利用者が許可を受けた利用の目的に反し、又は許可の条件に違反したとき。
 - (3) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (4) 天災地変その他避けることができない理由により必要があるとき。
 - (5) 公益上の理由により必要があるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、震災遺構の管理上特に必要があるとき。
- 2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の停止を命じた場合において利用者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第5号及び第6号に該当する場合は、この限りでない。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、多目的スペースの利用を終了したとき、又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに施設、設備等を原状に復して返還しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 震災遺構の施設、設備又は資料等を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、震災遺構の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により震災遺構の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 震災遺構の運営に関する業務
- (2) 利用の許可に関する業務
- (3) 震災遺構の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 前項の規定により指定管理者が業務を行う場合においては、第3条第2項中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第4条中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認め、市長の承認を得たときは」と、第5条第2項中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条第2項及び第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(自主事業)

第13条 指定管理者は、第1条に掲げる目的を達成するため、市長の承認を得て、自主事業を営むことができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月11日から施行する。